

## 電気供給サービス提供条件書

令和1年10月

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
・電気供給サービス提供者：千葉電力株式会社
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kWh未満の低圧契約であること  
・東京電力管内での電気供給エリア内ですべてに電力供給を受けていること  
・千葉電力電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。  
【電気料金】  
・メディアムライフプラン・ハイライフプラン (円、税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	10A/1kVA	286円00銭
電力量料金	最初の300kWhまで	21円45銭
	300kWh超過分	27円52銭

・フューチャーライフプラン (円、税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW	572円00銭
電力量料金	最初の300kWhまで	23円47銭
	300kWh超過分	27円52銭
月額最低料金	1契約	235円84銭

・ナイトライフプラン (円、税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kWh	458円33銭
電力量料金	昼間時間(午前6時～翌午前1時)	25円80銭
	夜間時間(午前1時～午前6時)	16円89銭
最低月額料金	1契約	235円84銭

・ストアプラン (円、税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kWh	476円67銭
電力量料金	定額料金(最初の400kWhまで)	9,828円70銭
	従量料金(400kWh超過分)	25円14銭

・低圧電力 (円、税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW	1,065円90銭
電力量料金	夏季	16円51銭
	その他季	15円00銭

※実際の請求額には前月の平均調達コストと年間の基準電源調達コストの差額である仕入電源調整費および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される毎年単価が変更となる再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として1年(供給開始日から起算)といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## お申込み方法

- ・千葉電力の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気供給約款に承諾のうえ、当社インターネットまたは所定のお申込み用紙に必要事項をご記入しお申込みください。郵送でのお申込みの場合は千葉電力本社(〒276-0023 八千代市勝田台7-1-23 リバティ勝田台1階)宛にご郵送ください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## 供給開始時期

- ・お客さまから当社へのお申込み完了後、送配電事業者によるスマートメーター設置などの必要手続きが完了します。その後、供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。送配電事業者の工事進捗状況により、お申込みの際にご記入いただいた供給開始予定日のご希望には添えない場合がございますので予めご了承ください。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。  
・送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますので予めご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、一般電気事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。

## お支払い

- (1) 支払方法  
お支払い方法は、ご契約者さま名義の口座振替もしくは銀行振り込みに限らせていただきます。
- (2) お支払い期日  
料金の支払い義務は、一般送配電事業者が計測した値を当社が受領し、当社にて料金の請求が可能となった日(以下、請求日)に発生致します。料金の支払い期日は、原則として毎月12日もしくは27日と致します。支払い期日は予めお知らせ致します。
- (3) 請求額の確認  
毎月の電気料金と使用量は原則当社よりメールにてご提供いたします。
- (4) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料220円(税込)」が別途必要となります。
- (5) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- (6) 延滞利息の請求  
契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなおお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料(216円(税込))を合算して請求させていただきます。
- (7) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが料金の支払期日を過ぎてもなおお支払いされない場合  
・この条件書によって支払を要することとなった料金以外の債務(延滞利息、延滞通知手数料等)その他この約款から生ずる金銭債務を支払わない場合

## その他

- ・供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。
- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。  
※記載内容は令和1年10月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

上記の事項は「電気事業法(平成26年6月18日改正)」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただけますようお願いいたします。